

障がい児福祉サービス事業所のご紹介

お子さんの発達を支援する、町内の福祉サービス事業所をご紹介します。
詳しくは各福祉サービス事業所へお問い合わせください。

【記事に関するお問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎86-0111

児童発達支援センター 「にこっと」

◆児童発達支援

心身の発達が気になるお子さんが安心して日常生活を送るための支援・訓練を行う福祉サービスです。

【対象】2～6歳（未就学児）の発達や障がい気になるお子さん

【定員】10名

【サービス提供日時】月～金曜日

午前9時～午後3時まで（土日祝日・お盆休み・年末年始を除く）

※延長は午後5時30分までです。

◆放課後等デイサービス

学校の放課後や休業日に、日常生活での基本的な動作の指導、必要な知識・技術の習得、集団生活の適応訓練などを行う福祉サービスです。

【対象】小学生～18歳の支援を必要とするお子さん

【定員】10名

【サービス提供日時】月～金曜日

平日は下校後～午後5時30分まで（土日祝日・お盆休み・年末年始を除く）

学校休業日は午前9時～午後5時30分まで

※どちらも延長は午後6時までです。

※学校までお迎えに行きます。（お送りは要相談）

◆保育所等訪問支援

児童が通う保育園や学校等（以下「保育所等」）にスタッフが訪問して、保育所等において児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。

【対象】発達や障がい気になるお子さん

【訪問先】保育園・認定こども園・学校・放課後児童クラブ等

◆障がい児相談支援

住み慣れた地域で生活していくための、福祉サービスの利用、調整、情報収集などの支援を行います。

【対象】発達や障がい気になるお子さん

【サービス提供日時】月～金曜日午前9時30分～午後6時まで（土日祝日・お盆休み・年末年始を除く）

【お問い合わせ】

白鷹町大字畔藤 5277 番地 7

（ひがしね保育園隣接地）

□児童発達支援センター にこっと

☎ 87-9250

□相談支援

☎ 080-9366-2510



放課後等デイサービス POCCO しらたか

◆放課後等デイサービス

学校の放課後や休業日に、日常生活での基本的な動作の指導、必要な知識・技術の習得、集団生活の適応訓練などを行う福祉サービスです。

【対象】小学生～18歳の支援を必要とするお子さん

【定員】10名

【サービス提供日時】月～金曜日

平日は午後1時30分から午後5時まで

（土日祝日・8/11～8/15・12/30～1/4を除く）

学校休業日は午前9時30分～午後5時まで

※随時見学や相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

※学校・ご自宅への送迎をしています。

【お問い合わせ】白鷹町大字滝野 3116-7（旧鷹山小学校） ☎ 87-0796

指定障害児相談支援事業所 こぶし

◆障がい児相談支援

住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう、福祉サービスの利用支援、調整、情報収集などをお手伝いします。

【お問い合わせ】白鷹町大字鮎貝 3434 番地 6 ☎ 85-5660（担当：荒木）

【対象】発達や障がい気になるお子さん

【サービス提供日時】月～金曜日

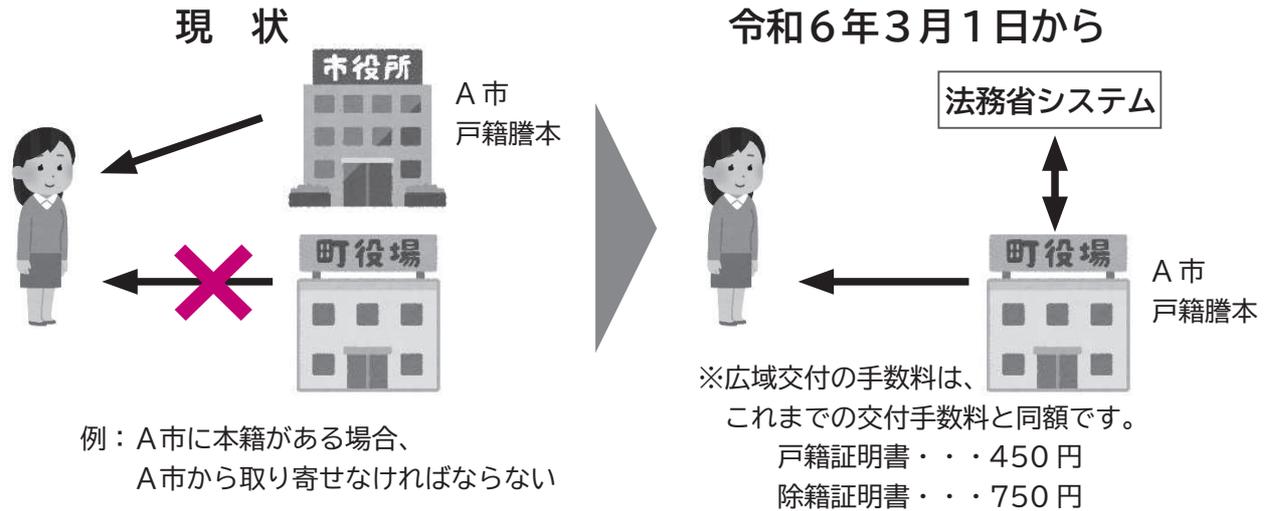
午前8時30分～午後5時15分（土日祝・8/13～8/15・12/29～1/3を除く）

令和6年3月1日から戸籍証明書の 入手や届出が簡単になります

【記事に関するお問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎85-6129

(1) 戸籍証明書・除籍証明書の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求し、入手できるようになります。
【例】白鷹町以外に本籍がある場合でも、白鷹町の窓口で請求し戸籍証明書等を入手できます。

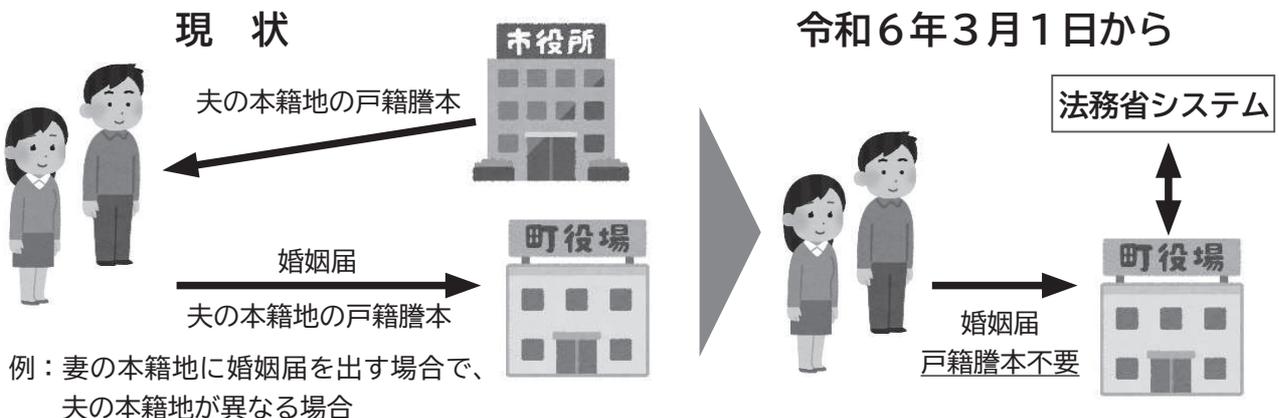


【ご利用に当たっての注意事項】

- ・戸籍証明書等を請求できる方は、本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫などの直系尊属・卑属のみで、直接来庁していただく必要があります。（郵送や代理人による請求はできません。）
- ・窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ・コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は請求できません。
- ・一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

(2) 戸籍の届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

市区町村の窓口では、戸籍情報連携システムを利用し、他市区町村の戸籍を確認できるようになるため、本籍地以外の市区町村に戸籍の届け出を行う場合でも、戸籍証明書等の添付が原則不要となります。
【例】本籍地以外の市区町村に婚姻届けをする場合でも、戸籍証明書の添付が不要となります。



上記以外にも、戸籍制度が改正されております。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

URL: https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

